

(令和4年6月静岡県議会定例会)

四本 康久 議員(ふじのくに県民クラブ)の一般質問 に対する答弁  
(質問日:2022/06/20 3番目)

答弁者:001 知事

通告番号:1-()-

関係所属:危機管理部 危機情報課

キーワード:1 富士山噴火に関する避難方法の周知について

**【質問要旨】**

「富士山火山防災対策協議会」において、令和3年3月に「富士山ハザードマップ」が改定され、更に本年3月には、「(仮称)富士山火山避難基本計画」の中間報告が発表された。

中間報告では、「噴火前の避難方針」、「噴火後の避難方針」、「不確実性を踏まえた避難」等の基本的な方針が示されたが、報道では、「徒歩による避難」や、溶岩流が3時間以内に到達するため避難が必要となる「第3次避難対象エリア」の人口が約11万人に及ぶこと」等、インパクトのある情報ばかりが目立つ。

県職員による説明会では、交通渋滞による避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、「第3次避難対象エリア」の健常者は、原則として徒歩避難としたこと。徒歩避難した場合でも、命を守ることは十分可能であること等の説明を受けたが、聴講した住民でもいざという時に正しく避難できるか不安が残る状況であった。とはいえ、こうした説明を重ね正確な情報の理解が進めば、不必要に怖がらず「正しく恐れる」住民が増えていくと思う。

住民が、富士山噴火から命を守るための避難について十分理解した上で、万一の際、適切な行動を実践できるように、避難方法についてしっかり周知していくべきと考えるが、今後の県の取組について伺う。

**【答弁】**

四本議員にお答えいたします。富士山噴火に関する避難方法の周知についてであります。

富士山噴火から命を守るためには、住民の皆様が噴火現象を正しく理解し、適切な避難行動を取ることが重要であります。

このため県では、令和3年3月に改定された富士山ハザードマップの内容について、防災講座の開催や、地震防災センターにおける火山防災展示の充実などを通して、住民の皆様への更なる理解促進を図っております。

県が参画する富士山火山防災対策協議会が、令和4年3月に公表した「(仮称)富士山火山避難基本計画」の中間報告により、避難対象エリアや避難スキームの見直しなど、基本的な避難の考え方が示されました。

中間報告では、住民避難の基本方針として、火砕流や大きな噴石が届くおそれのある第2次避難対象エリアは「事前に避難」、溶岩流が3時間以内に到達する第3次避難対象エリアは「噴火後、市町の避難指示に基づき避難」とされました。

また、同一市町内の避難先への移動については、交通渋滞を考慮し、原則として健常者は徒歩避難としています。

協議会では、「(仮称)富士山火山避難基本計画」の今年度内の完成を目指し、現在、避難行動要支援者への対応や降灰からの避難対策等の検討を進めているところであります。

一方、富士山周辺の各市町では、中間報告で示された避難の考え方にに基づき、具体的な避難先や避難方法等を盛り込んだ市町避難計画の策定を進めております。

このため県では、溶岩流の流下マップや避難対象エリアマップ等の地理情報データの提供など、市町への技術的支援を行うとともに、「地震・津波対策等減災交付金」に火山防災対策のメニューを追加・拡充し、財政面においても支援を強化しているところであります。

市町避難計画の策定を踏まえ、いざという時に住民の皆様が適切な避難行動を取ることができるように、市町と連携し、住民説明会や実践的な避難訓練を繰り返し行うなど、地域の実情に応じた具体的な避難方法について粘り強く周知に努め、噴火時の「逃げ遅れゼロ」の達成に向けて、全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長から御答弁申し上げます。

#### 【再質問要旨】

富士山噴火というと誰も経験していない。大変大きな事であり、説明会を事細かく行うことが大変重要だと思う。

説明会をやったという中でも、捉え方がそれぞれ違うため、市町と連携し、私は自治会単位で説明会をやって行かなくてはならないと思うが、県の所見を伺う。

#### 【再答弁】

富士山噴火に関する避難方法の周知について再質問にお答えします。

避難計画自体につきましては中間報告を受けまして、これから市町が策定していくこととなりますが、現象自体を正しく理解して行くということは非常に大切だと思っております。

避難計画の策定に当たりまして、丁寧に市町に対して中間報告の内容を説明するとともに、自治会という話もありましたが、どこまで説明するかは今後、市町とも連携しながら、丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

以上であります。